

令和 7 年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る知事が定める数

係数名	知事が定める数	根拠規定
医療費指数反映係数（ α ）	1	条例第 8 条第 1 項
一般納付金所得係数（ β ）	0.7204295977834	条例第10条
後期高齢者支援金等納付金所得係数（ β ）	0.7234948724373	条例第13条
介護納付金納付金所得係数（ β ）	0.6606151199822	条例第16条
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第12条
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第15条
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第18条
一般納付金基礎額調整係数（ γ ）	0.9204392822305	政令第 9 条第 8 項
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数（ γ ）	0.9999999964442	政令第10条第 6 項
介護納付金納付金基礎額調整係数（ γ ）	0.9999999913707	政令第11条第 6 項

※根拠規定

- 政令：国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 3 4 年 3 月 2 4 日政令第 4 1 号）
- 条例：国民健康保険法施行条例（平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日徳島県条例第 5 5 号）